

平成20年9月30日  
(独)農林漁業信用基金林業部

## 木材産業緊急経営支援保証の保証申込期間の延長等について

昨年6月の改正建築基準法の施行に伴う住宅着工戸数の急激な減少の影響は終息しつつあると見込まれるものの、住宅着工戸数自体は依然として低い水準にあり、また、燃油等資材価格が高騰していることから、木材産業界は厳しい経営環境が続いています。このため、業界の中核を担う林業・木材産業者に対し今後も運転資金が円滑に融通されるよう、林業信用保証業務において昨年11月に措置しました木材産業緊急経営支援保証について、保証申込受付期間の延長と要件の一部緩和を下記の通り行うこととしましたのでお知らせします。

### 記

#### (拡充事項)

##### 保証申込期間の延長

(現 行) 平成20年9月30日まで

(拡 充) 平成21年3月31日まで

##### 保証対象者の要件の緩和

保証対象者の売上減少に係る要件を以下のとおり見直します。

(現 行) 平成19年9月以降において対前年同月比の売上げが10%以上減少した月があること

(拡 充) 平成19年9月以降において対前年同月比の売上げが10%以上減少した月があること、または平成20年7月以降において対前年同月比の売上げが5%以上減少した月があること

お問い合わせ先  
林業管理室: 楠田  
03-3294-5581  
林業部保証課: 矢野  
03-3294-5585

# 木材産業緊急経営支援保証の概要

## 1. 保証申込受付期間

平成19年11月20日 ~ 平成21年3月31日

## 2. 保証の内容

### (1) 保証対象者

正常先もしくは要注意先。具体的には以下の要件を全て満たした組合・会社・個人とします。ただし、最終的な保証引受は基金の審査によることとします。

平成19年9月以降において対前年同月比の売上が10%以上減少した月があること、または平成20年7月以降において対前年同月比の売上げが5%以上減少した月があること

自己資本が実質債務超過になっていないこと  
融資機関借入金に延滞がないこと  
融資機関借入金総額が年商以内であること

### (2) 保証限度額

月商の2ヶ月以内かつ、最高3千万円まで

### (3) 保証範囲

100%保証

### (4) 資金使途

素材生産業、木材・木製品製造業等に係る運転資金

### (5) 保証期間

原則3年以内 (特認5年)

### (6) 連帯保証人及び担保

連帯保証人 原則、保証能力のある者2名以上(組合、会社の場合代表者含む)

担保 原則として無担保

### (7) 期間の延長

本保証は、原則として更新、期間の延長を認めない臨時保証扱いとします。ただし、延長の場合は、当基金の経営支援調査(有料)を受診していただくなど、3年(特認5年)の範囲内で当基金の審査により期間の延長が可能か否かについて判断します。

## 3. 償還方法

短期保証分は一括または分割弁済とします。長期保証分は分割弁済対応とし、最長6ヶ月の据置期間を認めます。

なお、保証の期間が終了する場合は、一般の保証として適切な審査を行ったうえで、以降のご利用が可能か否かについて判断します。

## 4. 保証料率

年0.20% ~ 1.10%

保証申込者の財務内容等により異なります。